

令和3年度大学等の質保証人材育成セミナー  
学習成果の公正な測定：  
その現状とポストコロナにおける課題

講演後加筆修正版

土屋俊

大学改革支援・学位授与機構

2022年2月7日

## はじめに

- 質保証の専門家?
  - ▶ 質保証体制の専門家
  - ▶ 質保証されるべき状況、取組の質保証に関する専門家 ⇒ すべての構成員?
- この2種類の専門家間の意思疎通の不足・無関心 ← 認証評価の実践からの教訓
- このことから、理念、体制、枠組みとは別のテーマを選択した ⇒ **成績評価**

# 目次

- 前座 (土屋) ⇒ 「成績評価の質保証」 (?) を巡る前提と帰結
  - ▶ 法令関係の整理・評価機関による質保証の取組
  - ▶ 評価活動を通じて垣間見える大学の状況
  - ▶ とくに学業不正について)
- 学業不正の状況と大学の対応 ⇒ 萩原先生 (大阪府立大学)
- 卒業論文・卒業研究のルーブリックによる評価 ⇒ 鹿内先生 (琉球大学)
- コロナ禍における遠隔試験への挑戦
  - ▶ オンライン試験/オンライン試験監督とは ⇒ 本日は池田氏 (Pearson VUE)
  - ▶ コロナ禍において遠隔試験へ挑戦してみると、、、 ⇒ 来週は小川先生 (専修大学)

# 学校教育法施行規則と大学設置基準:3つのポリシーと成績評価基準

- 学校教育法施行規則の平成 28 年 3 月の改正
  - ▶ 学校教育法施行規則に第 165 条の 2 を追加 ⇒ 3 ポリシー策定の義務化
  - ▶ 『「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー), 「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー) 及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー) の策定及び運用に関するガイドライン』(大学教育部会)
- 大学設置基準(第 19 条 ⇒ 第 21 条、⇒ 第 27 条、⇒ 第 32 条)
  - ▶ 授業科目
  - ▶ 単位(標準的に 45 時間の学習を要する内容を身につけると 1 単位。ちなみに、教員は 1 単位を授与するのに 15 時間だけ授業すればよい。学生は学習時間を義務づけられてはいない。)
  - ▶ 試験による成績評価
  - ▶ 所定単位数(と就学年限)による卒業認定 ⇒ 学位授与

## さまざまな問題

- カリキュラム・ポリシーにおける「学習成果の評価の方針」(カリキュラム・ポリシーについてはまだいろいろ)
- 成績評価基準 (評点对応による評語適用基準 ⇒ 授業科目の目標への到達の度合いによる定義へ)
- 「試験」とは何か
- 「出席点」の残存
- GPA(「評語対応数値平均」?! ) ⇒ その実用性(インフレしたら実効性がなくなる。到達の度合いで規定された基準だとインフレ自体は正当化可能)

## 時間数から独立な単位

- 大学設置基準第 21 条 (第 1 項、第 2 項省略)
  - 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 同第 27 条
  - (本文略) ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。
- ⇒ 大学はどのような「適切な方法」を考えるのか

# 学業不正

- カンニング: 監督者を欺き、自己のもの以外の知識・能力 (資料の持ち込み、他の受験者の答案等) を援用して解答すること
- 賄賂: 出題者・採点者に金品を送り、特別な扱いを受けること
- 虚偽主張: 受験ができなかった理由、期限に遅れた理由などで虚偽を申し立てること
- 捏造・改竄: 架空の実験結果や引用文献を根拠とすること
- 盗用・剽窃: 他人が著述したものをあたかも自分の学習成果として提出すること
- 詐称・なりすまし: 成績評価の対象である受験者ではないものが、それとわからないように回答すること
- 破壊活動・バンダリズム: 試験場の秩序を乱し、試験の公正性を毀損することによって、学習成果の測定を妨害すること

### 詳細は各講演者にお任せします。

- 「遠隔授業」に関する規定は、大学通信教育基準制定、大学設置基準第 25 条 (1998 年改正) 及び関連告示、さらに、新型コロナウイルス感染症対応の通知等によって積み重ねられてきている。しかし、そのような授業方法における学修成果の測定、成績評価のあり方については、議論すら具体的にはなされていない。
- そのなかで、2020 年以降の新型コロナウイルス感染症蔓延に対する対応を大学が求められたことになる。
- 他方で、試験方法の「デジタル化」「インターネット化」は、Computer-Based Testing (CBT) とか (入学者選抜における) 遠隔面接とかで現実的には進み、同一問題一斉実施による公平性と公正性の担保というパラダイムは無条件に受け入れにくくなっている。